

平成 19 年度第 2 回東京都工事成績評定苦情審査委員会議事概要

1 日時 平成 19 年 10 月 11 日(木) 13 時 15 分から 17 時 30 分まで

2 場所 東京都庁第二本庁舎 31 階 22 特別会議室

3 議案

(1) 苦情申立て議案等

- ・東京都下水道局建設事務所発注下水道管再構築工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都工事登録企業（下水道施設工事C他）
- ・苦情申立先 東京都下水道局長（契約担当者等）

(2) 経過

平成 19 年 1 月 19 日 工事完了
6 月 28 日 請負者より苦情申立書を受理
7 月 9 日 下水道局工事成績評定苦情審査委員会開催
8 月 30 日 請負者より再度苦情申立書を受理
10 月 11 日 東京都工事成績評定苦情審査委員会開催

(3) 苦情申立内容

- ・下水道局工事成績評定苦情審査委員会は、複数の苦情申立事項のうち、1 項目しか取り上げなかった。
- ・下水道局担当者が書類をしまい忘れたにもかかわらず、書類不備にて減点された。
- ・給水栓破損事故について、法令遵守等で減点した見解を聞かせてほしい。

4 審査及意見の取りまとめ

(1) 全体意見

- ・苦情申立者の苦情申立書、契約担当者等の見解書及び意見聴取結果等を総合的に審理した結果、当該工事の工事成績評定は適正に行われており、苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

(2) 付帯意見

- ・各局工事成績評定苦情審査委員会の運営は、苦情申立者に対して、十分な説明責任を果たすべく、苦情申立て事項と工事成績評定との関連性について、慎重かつ具体的に調査し、適切に審査すべきである。
- ・工事成績評定結果と工事内容について、整合性に欠ける点がある。今後このようなことが無いように留意すべきである。
- ・希望制指名競争入札により不良点工事を行うような企業が選ばれた経緯を踏まえ、入札制度の改善等を検討すべきである。
- ・工事成績評定の契約制度への活用が進む中で、工事請負企業の工事成績評定への苦情申立ては、今後件数が増加し、苦情内容も多様化することが予想される。工事成績評定への苦情申立てに対して、東京都及び各局の工事成績評定苦情審査委員会等が適切に対応できるよう、人員体制等の強化について検討すべきである。

以 上